

社会福祉法人つぼみ会
評議員・評議員会報酬規程

(定款から抜粋)

本規定は、定款第九条の規定により、評議員の報酬を定めるものである。

【報酬】

- ・評議員会出席、その他評議員の職務を行ったときの評議員に対して、以下の額を報酬として支払う。
1回につき 12,000円
- ・評議員への報酬支払いの際には、法定所得税を預かるものとする。

附 則

1. この規程は令和3年4月1日から施行する。

社会福祉法人つぼみ会定款

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。